平成２１年（フ）第３７１号
愛知県一宮市大毛字東郷77番地
破産者　石井商店こと　石井　政夫
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２８７７号
福岡市中央区高砂１丁目15番16号
破産者　藤本　和代
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４０号
青森県平川市尾崎浅井108番地１
破産者　石山　哲治
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１８４６号
神奈川県逗子市逗子２丁目６番23―603号
破産者　高田喜一郎こと　高　　宗兌
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４２５号
横浜市旭区市沢町322番地　内田ビル202、開始決定時の住所横浜市旭区市沢町337番地の44
破産者　横森　高廣
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６９３号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目48番38―202号　グリーンヒルズ香川、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市香川３丁目４番７号
破産者　伊藤　素明
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５２９号
横浜市鶴見区下野谷町４丁目177番地２　チェリーハイム101
破産者　久保田高行
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４２号
横浜市旭区川井本町11番地　ルモニエ１―201号
破産者　高村光太郎
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９６号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ８棟608号
破産者　齋藤　博司
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１０号
熊本県水俣市天神町２丁目２番10号
破産者　木山みよ子
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２０年（フ）第２３２６号
福岡市東区若宮５丁目３番31―701号、旧住所福岡市東区香椎３丁目５番37号
破産者　仲　　貢
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２５６号
福岡県春日市須玖南１丁目56番地サンシャイン須玖南、破産手続開始決定時の住所福岡市南区野間４丁目９番20号
破産者　中村　勝則
1　破産債権の届出期間　平成22年７月９日まで
2　一般調査期日　平成22年９月16日午後２時30分
平成22年６月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３９４６号
大阪府寝屋川市黒原旭町23番８号
破産者　有限会社ニューライフシステム
1　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
2　一般調査期日　平成22年８月26日午後４時
平成22年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２４号
大阪市大正区鶴町２―１―12寿荘Ｊ号室、開始決定時の住所大阪市西成区天下茶屋３丁目３番４号
破産者　松岡　　孝
1　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
2　一般調査期日　平成22年８月26日午後４時
平成22年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１号
兵庫県淡路市野島平林80番地１
破産者　岡野　哲也
1　破産債権の届出期間　平成22年７月29日まで
2　一般調査期日　平成22年９月13日午前11時
平成22年６月14日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第８２６４号
大阪府茨木市新和町17番８号
破産者　中村　利則
1　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
2　一般調査期日　平成22年９月２日午後４時
平成22年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期間

平成２１年（フ）第２５４８号
福岡市博多区比恵町２番７号博多東エースビル９Ｆ
破産者　株式会社プライムキャピタル
特別調査期間　平成22年６月29日から平成22年７月６日まで
平成22年６月８日
福岡地方裁判所第４民事部

破産管財人変更

平成１４年（フ）第９９号
広島県府中市広谷町957番地の１
破産者　株式会社杉本
破産管財人　神原　博道が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
広島県福山市若松町５番23号　濱田会計ビル２階　山下法律事務所
新破産管財人　弁護士　山下　奉重
平成22年３月10日　広島地方裁判所福山支部